

## 仙北市学校適正配置検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 仙北市立小・中学校（以下「学校」という。）において、望ましい教育環境の実現を図る観点から、学校の規模及び配置について検討するため、仙北市学校適正配置検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、提言する。

- (1) 学校の望ましい規模の在り方に関すること。
- (2) 学校の望ましい配置の在り方に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

### (委員)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 未就学児又は小学生若しくは中学生の保護者
- (3) 地域住民
- (4) 学校関係者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

### (組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会学校適正配置準備室において処理する。

(実施の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。